

「水質汚濁防止法に基づく第8次総量削減計画及び総量規制基準の策定等(中間案)」に対する府民の皆様からの意見募集結果について

この度、「京都府民意見提出手続要綱」に基づき、上記案について府民等の意見を募集しましたところ、その結果は下記のとおりでした。

記

1 意見募集期間

平成28年12月14日(水)から平成29年1月10日(火)まで

2 意見提出数

2件(1通)

3 意見の趣旨と府の考え方(案)

意見の趣旨	府の考え方
近年の大阪湾及び淀川流域等の水質は十分に保たれており、大幅な強化の必要はないと考えられるため、府の考え方で示されているとおりの改正で十分である。	瀬戸内海、特に大阪湾のより一層の水質改善に資するため、総量削減計画に基づき今後とも総合的な汚濁負荷量の削減を図ってまいります。
府内事業場に対しては、排水基準の遵守及び水環境に配慮した操業等が適正に実施されるよう、引き続き指導されたい。	水環境の保全を図っていくため、今後とも採水検査等の立入指導を計画的に行ってまいります。